

(平成27年1月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

東北（福島）厚生年金 事案 3596

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Bの元人事担当者は、A株式会社がC株式会社から分社し独立した際に同社から転籍した従業員は、全員が一日の空白も無く継続して勤務したとしている上、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を誤ったと思われる旨証言している。

さらに、株式会社Bは、保険料控除が確認できる資料は無いが、当時も本社一括で給与計算を行っていたので、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである旨回答している。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認

できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（岩手）厚生年金 事案 3597

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 61 年 6 月 1 日）及び資格取得日（昭和 61 年 7 月 1 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 7 月から A 社 C 事業所に勤務し、同社は、平成 25 年 5 月に B 社に名称が変わったものの、26 年 2 月まで継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和 59 年 7 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、61 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失後、同社において同年 7 月 1 日に再度被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、B社の回答、同僚の証言及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、申立期間当時における申立人の雇用形態に変更は無く、A社における厚生年金保険への加入の取扱いについての変更も無かったとしている上、同社に在籍し業務に従事する従業員の給与から厚生年金保険料を控除しない事情は考えられず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料も控除していたと考えられるとしている。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であった

者のうち所在が確認できる 17 人に照会を行ったところ、回答のあった 8 人のうち 3 人は、申立人と同様の雇用形態で同種の業務等に従事したとしており、当該 3 人に係る同社における厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録は合致し、いずれも申立期間において継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社における申立人の昭和 61 年 5 月の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 61 年 6 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和30年4月1日、資格喪失日に係る記録を31年11月21日とし、申立期間に係る標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から31年11月21日まで
私は、申立期間において、A社B支社に属するC事業所にD職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の後に勤務したE社が保管する人事記録によれば、申立人は、昭和30年4月1日から31年11月20日までの期間において、D職としてC事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が提出した合格証書及び上記人事記録から、申立人は昭和29年2月25日付けでA社のD職資格試験（F種）に合格していることが確認できるところ、C事業所の業務継承事業所であるG事業所は、申立人が当該試験に合格していること、及び同事業所が保管するA社B支社の社員名簿の記録から、申立人はC事業所においてH業務担当の正社員であった上、申立期間当時、同事業所に勤務する社員は、同社B支社において厚生年金保険に加入させる取扱いであり、申立人は申立期間において厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと考えられる旨回答している。

さらに、上記社員名簿の記録並びに申立人及び元同僚の証言によれば、

申立期間当時、C事業所には申立人以外に4人の社員が勤務していたところ、当該4人全員について、A社B支社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立人の後任者についても同社B支社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、元同僚は、「A社の資格試験（I種）に不合格となったため、ずっと臨時社員であった自分でさえ厚生年金保険に加入していたのだから、正社員であった申立人が加入していないはずは無い。」旨証言していることから、C事業所は、社員の厚生年金保険の加入について、正社員と臨時社員を区別することなく、A社B支社において厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてC事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人と同一職種又は同年代の複数の同僚の標準報酬月額の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届（被保険者報酬月額算定基礎届を含む。）を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の仕事処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年4月から31年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（山形）厚生年金 事案 3599

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の合資会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成9年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月31日から同年8月1日まで

私は、平成9年7月31日まで合資会社Aに勤務し、同年8月1日に関連会社のB株式会社に転籍したが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

私は、申立期間当時は社会保険事務の担当ではなく、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出した合資会社Aの元事業主が保管している出勤簿によると、申立人は、同社に平成9年7月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が提出した上記元事業主が保管している給料明細書（事業所控）及び賃金台帳並びに元事業主の回答から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると

認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されている。

しかしながら、申立人は、B株式会社に転籍した後は社会保険事務を担当していたが、申立期間当時は担当していなかったとしている上、合資会社Aの元事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出及び社会保険事務手続への関与について、「申立人に係る被保険者資格喪失日については、平成9年8月1日とすべきところ、誤って同年7月31日と届け出た。社会保険事務については、申立人が担当するようになったのは12年4月からであり、それ以前は社会保険労務士に依頼していた。」旨回答しており、申立人は、申立期間において特例法第1条第1項ただし書に該当しないものと認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る給料明細書における総支給額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、申立人の資格喪失日を平成9年7月31日と誤って社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は申立人の同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）国民年金 事案 1912

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで

申立期間当時、私は大学生であったが、母親から20歳になったら大学生でも国民年金に加入しなければならない法律になったと教えられ、母親が平成元年*月頃にA町（現在は、B町）で私の国民年金の加入手続を行い、同町役場（当時）で申立期間の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に年度ごとにまとめて納付してくれていたため、申立期間について保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年11月12日にA町で払い出されていることが確認できる上、申立人に係る同町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）には、「学」の押印が確認できることから、20歳以上の学生の国民年金の加入が義務付けられたのは同年4月1日であり、申立人は、同日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付することのできない未加入期間である。

また、申立人の母親は、申立期間を含めて申立人が学生であった期間の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付したと述べているところ、オンライン記録によると、申立人とその母親に係る申立期間直後の平成3年度及び4年度の保険料の納付日が相違していることが確認でき、必ずしも保険料と一緒に納付していた状況はうかがえない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書

等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3594

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私は、申立期間①、②及び③に株式会社Aから賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたと思うが、年金記録に反映されていない。

株式会社Aに勤務していた当時の給与が振り込まれていた預金通帳（写し）を資料として提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されたと主張しているが、申立人は、当該期間に係る賞与明細書を所持していない。

また、株式会社Aは、平成 21 年に解散し、23 年に清算終了しており、同社の元事業主及び元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時、株式会社Aから給与が振り込まれていたとして預金通帳（写し）を提出しているところ、申立期間①、②及び③において、給与が振り込まれていることが確認できるものの、当該預金通帳に記載された給与振込額からは、当該給与以外に賞与が支給されたことまでは確認できない。

加えて、株式会社Aの元代表清算人から提出された申立人の平成 16 年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額は、オンライ

ン記録により確認できる申立人の標準報酬月額及び当時の保険料率を基に推計した年間の社会保険料額とほぼ一致していることから、申立人が、申立期間②及び③において株式会社Aから賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 20 日から 29 年 1 月 5 日まで

私は、A 高等学校（現在は、B 高等学校）C 科に在籍中の申立期間において、船舶 D（船舶所有者は、E 氏）に実習生として乗り組んでいたため、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳によれば、申立期間のうち、昭和 28 年 10 月 22 日から 29 年 1 月 4 日までの期間において、申立人が船舶 D に乗り組んでいたことが確認できる。

しかしながら、B 高等学校は、「申立人の在籍期間は確認できるが、実習生として乗り組んでいた船舶名及び期間は資料が無く確認できない。また、申立期間当時、民間の船舶に実習生として乗り組んでいた場合の船員保険の加入についても不明である。」旨回答している。

また、船舶 D の船舶所有者は所在が特定できない上、同船舶の船舶登記簿も見当たらないことから申立人の申立期間に係る船員保険の加入状況及び保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立期間に、船舶 D における船員保険の被保険者記録が確認でき、所在が特定できた 7 人に対して照会したところ、回答があった 4 人全員が申立人のことを記憶していない上、申立人から名前の挙がった A 高等学校 C 科の同級生で所在が特定できた 1 人からも、申立人の主張を裏付ける具体的な証言を得ることができなかった。

加えて、船舶 D に係る船員保険被保険者名簿によれば、申立期間において、同船舶における船員保険被保険者資格を取得した者の整理番号に欠番は無く、申立人及び申立人が自身と一緒に同船舶に乗り組んだとする同級

生の氏名も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 25 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 40 年 2 月 26 日まで

申立期間①について、私は、株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、私は、昭和 36 年 9 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで有限会社Cに勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業所記号払出簿及びオンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 44 年 5 月 1 日であると認められ、申立期間①において適用事業所であった記録は確認できない上、適用事業所となった日に被保険者資格を取得していることが確認できる7人のうち、所在が確認できる3人に照会したが回答は得られず、申立人の申立期間①における勤務実態について確認できない。

また、申立人が記憶している同僚については、姓のみの記憶であり、当該同僚を特定できないことから、申立期間①当時の状況を確認できない。

さらに、株式会社Bは、当時の資料は無いとしていることから、申立期間①に係る給与からの厚生年金保険料控除等を確認できない。

申立期間②について、有限会社Cに勤務していた同僚の証言から、申立人は、具体的な勤務時期は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所記号払出簿及びオンライン記録によると、有限会

社Cが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年2月26日であり、申立期間②において適用事業所であった記録は確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によれば、申立人が氏名を挙げた同僚についても申立人と同様に有限会社Cが厚生年金保険の適用事業所となった昭和40年2月26日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚は既に亡くなっており、申立期間②当時の状況を確認できない。

さらに、有限会社Cは解散している上、元事業主は既に亡くなっており、申立期間②に係る給与からの厚生年金保険料控除等を確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月11日から46年4月26日まで
申立期間について、A県B市にあったC株式会社のD寮でE職として勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。
申立期間は、夫もC株式会社に勤務し、F職としてD寮からG作業所へ通勤していた。
申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社は、申立人の在籍を確認できる資料が無く、申立人の雇用状況は不明である旨回答している上、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、C株式会社D事業所で同じE職をしていた年上の同僚1人及び年下の同僚1人の姓のみ記憶しているところ、オンライン記録によれば、同社に係る厚生年金保険被保険者記録のある当該年上の同僚と同姓の女性は4人確認できるものの、いずれも申立期間の被保険者記録は無い上、申立期間に同社に係る厚生年金保険被保険者記録があり、申立人より年下の女性で申立期間当時に当該年下の同僚と同姓であった者5人に照会したところ、全員が同社D事業所に勤務したことは無いと回答していることから、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、申立人は、C株式会社D事業所のH職で上司であった年上の男性の姓のみ記憶しているところ、オンライン記録によれば、同社に係る申立期間の厚生年金保険被保険者記録があり、申立人より年上の男性で当該上司と同姓の者は二人確認できるものの、いずれも既に亡くなっており、申立人の勤務実態及び保険料控除について照会することができない。

加えて、申立人は、申立期間は申立人の夫もC株式会社に勤務していたとしているところ、同社における夫の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立期間の雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月 25 日
② 平成 16 年 8 月 25 日

私は、申立期間①及び②に株式会社Aから賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたと思うので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①及び②において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されたと主張しているが、申立人は、当該期間に係る賞与明細書を所持していない。

また、株式会社Aは、平成 21 年に解散し、23 年に清算終了しており、同社の元事業主及び元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答している。

さらに、上記の元代表清算人から提出された申立人の平成 16 年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録により確認できる申立人の標準報酬月額及び当時の保険料率を基に推計した年間の社会保険料額とおおむね一致していることから、申立人が申立期間①及び②において株式会社Aから賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。